

新型コロナウイルスの影響で収入が減り

困っていませんか？

そんなあなたに

生活資金を

お貸しします！

埼玉県社会福祉協議会は、収入が少ない世帯を対象に、生活費がなくて困っている人に生活資金を貸し付けています。

今回、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、対象世帯を拡大し、仕事が休みになったり、仕事が無くなったりして、生活費でお悩みの方々に向けた特例貸付を実施しています。

一時的に生活資金が必要な時
緊急小口資金

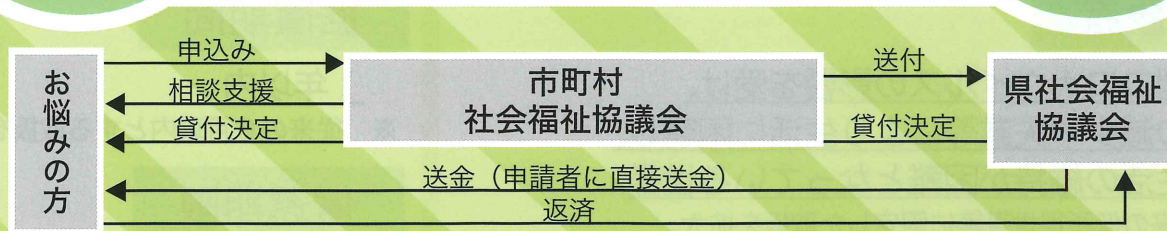
お金が必要な人に、少額の費用をお貸しします。

詳しい内容は裏面へ▶

生活の立て直しまでに生活資金が必要な時
総合支援資金

生活ができるようになるまで、生活費用3ヶ月分※をお貸しします。

※最長6ヶ月以内
(10月中に貸付が決定されていることが前提)



●一般的なお問い合わせ（制度の内容・対象者・貸付上限など）

相談コールセンターへ：0120-46-1999 ※9:00～21:00
(土日・祝日含む)

●お申し込み

お住まいの市町村社会福祉協議会

※市町村社会福祉協議会の連絡先は埼玉県社会福祉協議会 HP に掲載しています。

検索サイトからもしくはQRコードから▶

埼玉県社会福祉協議会

検索



緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- イ 世帯員に要介護者がいるとき
- ウ 世帯員が4人以上いるとき
- エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

貸付利子・保証人

無利子・不要

申込先

市町村社会福祉協議会

総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

貸付上限額

- ・(二人以上) 月20万円以内
- ・(単身) 月15万円以内

貸付期間：原則3ヶ月※以内

- ※最長6ヶ月以内
(10月中に貸付が決定されていることが前提)

据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

償還期限

10年以内

貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和

申込先

市町村社会福祉協議会